

## 1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	栄養教諭専修		
基礎資格（基礎免許状）	栄養教諭1種普通免許状		
最低在職年数（栄養教諭） ※栄養の指導・管理を司る主幹教諭を含む	3年	・基礎資格を得た後（基礎免許状取得後）の在職年数に限る ・校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、栄養教諭以外の教諭としての任用期間は含まない ※栄養教諭兼務期間は含むことができる	
単位修得すべき教科・科目 及び最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	15	「栄養に係る教育に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等」の単位も可
合計修得単位数	15		
留意事項	・最低在職年数からは、休職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く ・修得単位は、基礎資格としての免許状取得後に修得した単位に限る		

## 2 在職年数の計算方法

【大原則】勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「栄養教諭」としての期間に限る		(注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は最低在職年数期間には含まれない ※栄養教諭等の兼務期間は可 (注2)助教諭、講師、支援員、サポーター、T2等の期間は、いずれの期間にも含むことができない
1 常勤の場合	勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない <b>（日割り加算有）</b>	※勤務期間（任用期間）は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない
2 非常勤の場合	週時間数が12時間以上／12時間未満で、計算方法が異なる	
① 週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない <b>（日割り加算無）</b>	(例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月 <b>（日割り加算無）</b>
② 週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数／12時間 × 勤務期間（月数） = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て	※計算式の「勤務期間（月数）」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)

## 3 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。（⑩返信用封筒を除く）

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出 (保育士、栄養士、栄養職員等也要提出)	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先（携帯電話番号など）を記入してください ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください
④手数料	申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること（単位修得証明書、成績証明書などは不可） ・認定講習での修得単位は、「別表第6の2」対応のものであること
⑥既に所有している教員免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書（原本）の提出が必要	・今回の免許状授与申請の基礎免許となる免許状の写しは必須 ・免許状授与証明書（原本）は、免許状を授与された都道府県教育委員会に申請
⑦人物に関する証明書【原本】	現勤務校（離職者は、直近の勤務校等）に作成を依頼	※証明から3ヶ月以内のもの ・「証明者」は、校長・園長など
⑧実務に関する証明書【原本】	最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼	・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長など（任用者、雇用者） ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要
⑨身体に関する証明書【原本】	現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明 無職の者は、医師の証明	・「⑨身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること（私印不可）
⑩返信用封筒	角型2号 切手貼付 490円（申請する免許状が4枚以内の場合） 560円（5枚以上の場合）	・表面に住所、宛名（「〇〇様」）を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑪戸籍抄本など ※発行から3ヶ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在（申請書）とで、氏名または本籍（都道府県名）が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの（例：改正原戸籍など）の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍（本籍）を置いている市町村役場でお尋ねください